

株式会社日本流動化信託に対する行政処分について

1. 株式会社日本流動化信託（本店：大阪市）に対して、信託業法第 42 条第 1 項の規定に基づき、同社における経営管理態勢等についての報告を求めた。その結果、多数の法令違反行為等が認められ法令等遵守態勢及び内部管理態勢の確立に向けた取組みが不十分であるなど、信託会社として健全かつ適切な業務運営を行う観点から問題があると認められた。
2. このため、本日、同社に対し、信託業法第 43 条の規定に基づき、下記の内容の業務改善命令を発出した。

記

- (1) 信託会社として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守にかかる経営姿勢の明確化を図ること。
特に、代表取締役が、法令等遵守を経営上の重要課題の一つとして位置付け、率先して法令等遵守態勢の構築に取り組むこと。
- (2) 当社からの信託業法第 42 条に基づく報告内容等により確認された非違事項を速やかに是正するとともに、他に類似の非違事例がないか調査をして適切な措置をとること。
- (3) 経営陣による責任ある法令等遵守態勢及び内部管理態勢の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること。
- (4) 上記(3)の実施に当たっては、以下の事項も併せて実施すること。
 - ① 外部専門家等を活用した内部諸規定の見直し
 - ② 役職員に対する法令及び内部規定等に関する十分な教育・研修
 - ③ 実効性のある法令等遵守体制、内部監査体制の再構築
 - ④ 当社の行っている業務に照らし、役職員における信託業務経験者の一層の拡充と適正配置の必要性についての検討及び当該検討を踏まえた必要な措置
 - ⑤ 業務運営方法全般の検証・見直しを行い、再発防止策の策定及び当該防止策に基づく措置
- (5) 当社からの信託業法第 42 条に基づく報告内容等により確認された結果等を踏まえ、経営責任の所在の明確化を図ること。
- (6) 上記に関する業務改善計画を平成 22 年 4 月 16 日までに書面で提出し、直ちに実行するとともに、改善計画の実施完了までの間、平成 22 年 5 月 10 日を初回として、1 ヶ月ごとに改善状況等を翌月 10 日までに報告すること。

連絡・問い合わせ先

近畿財務局理財部金融監督第 1 課
電話 06-6949-6369